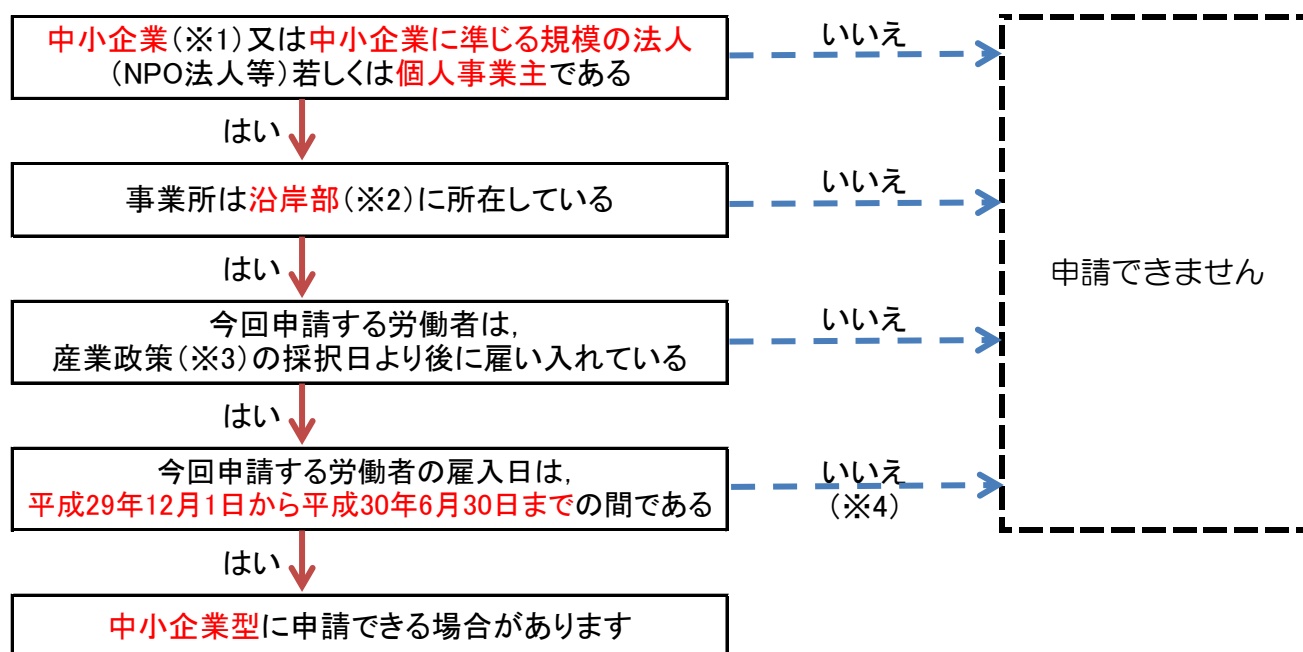


宮城県事業復興型雇用創出助成金
申請が可能かを知るためのフローチャート
【初めて助成金を申請する事業所】



※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のことをいいます。

※2 次の15市町を指します。

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、
多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区及び太白区)、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町

※3 対象となる産業政策は、県のホームページに掲載の対象産業政策リストを御確認ください。

※4 平成30年7月1日以降に雇い入れた労働者については、第2期申請受付期間にて受け付ける予定です。

上記の他にも要件がございます。詳細については、中小企業型の支給要綱や手引きを御確認ください。

申請受付期間は、本助成金ホームページに掲載しております。

御不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 宮城県経済商工観光部雇用対策課分室(電話:022-797-4661)